

# 4 京都府の浄化槽

## 4-1 浄化槽事業

### (1) 浄化槽事業のあらましと整備状況

浄化槽事業は、人家が散在している地域に適した個別汚水処理施設として、下水道や農業集落排水等の集合処理が非効率となる地域において、生活排水を効率よく処理し、地域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的として、市町村や個人が整備を行っている（※）。

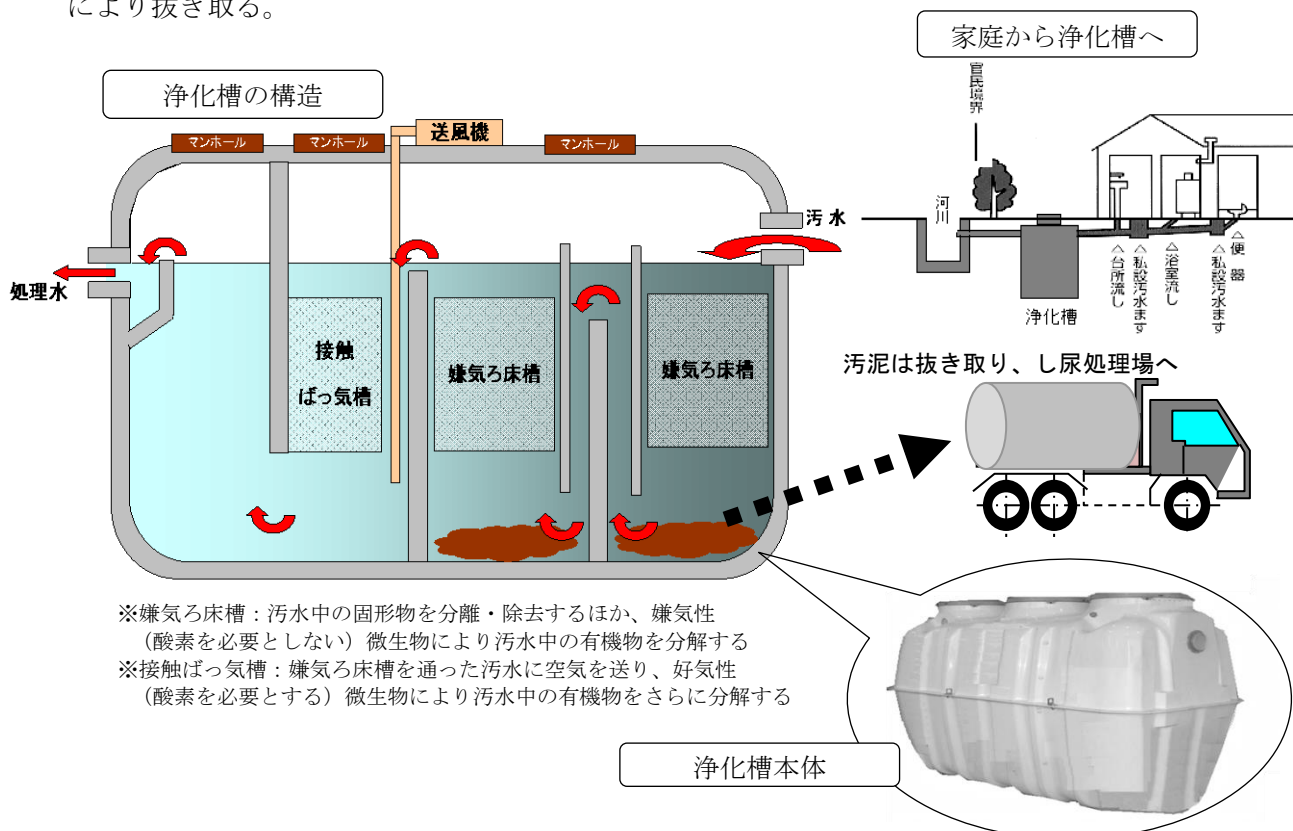
浄化槽は、集合処理と比べ、設置を希望する人が短期間で設置できるという特徴を有している。

府内では、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町の5市町が事業主体となって浄化槽整備を進めるとともに、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町の19市町村が浄化槽整備に係る補助事業を実施しており、処理人口は約5万人に達している。

※浄化槽は基本的に個人が設置するものであるが、一般廃棄物である生活排水の処理については、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく責任を有しており、令和元年の浄化槽法改正により、市町村が事業主体となって管理する浄化槽が「公共浄化槽」として位置付けられ、市町村が策定した生活排水処理基本計画に基づき整備が進められている。

### (2) 浄化槽のしくみ

浄化槽とは、家庭の台所・トイレ・風呂等から排出される汚水を微生物の働きにより処理し、きれいな水にして側溝や河川等に放流するための施設である。汚泥は浄化槽の中に留まるため、清掃により抜き取る。

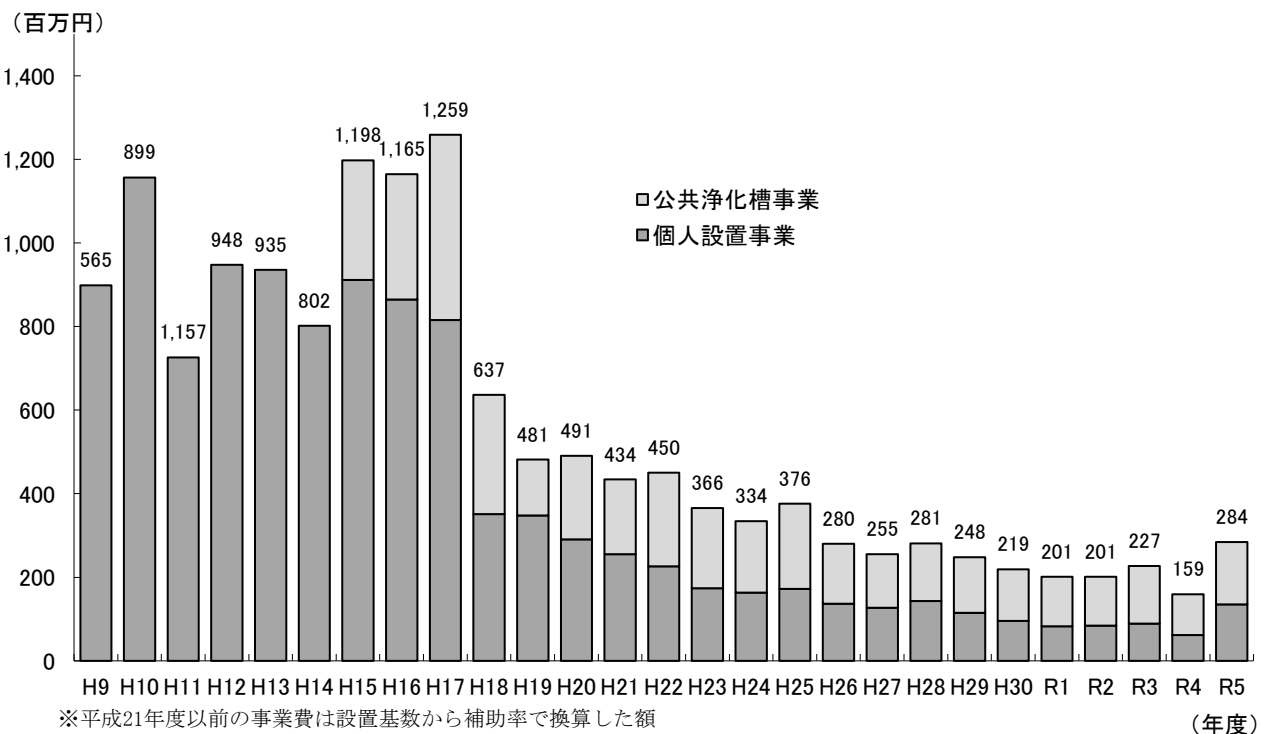


### (3) 浄化槽事業における設置基数の推移

年度 市町村名	個人設置事業															公共浄化槽事業										合計		
	着手 年度	～23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	計	～25	26	27	28	29	R元	R1	R2	R3	R4		R5	計
京都市	元	943	14	19	14	13	15	14	12	13	7	10	8	10	1,092													1,092
福知山市	元	1,253	12	14	14	9	11	10	9	4	3	9	4	5	1,357													1,357
舞鶴市	8	1,027	1		1										1,029	396	24	16	10	15	15	14	13	7	7	10	527	1,556
綾部市	8	1,446	7	14	11	22	20	16	10	7	7	8	5	10	1,583	1,278	40	34	39	37	30	33	28	48	29	20	1,616	3,199
宇治市	9	795	11	5	5	2	2	2	1	3	1	2	4	25	858													858
宮津市	11	383	38	33	24	25	36	17	20	18	15	12	10	40	671													671
亀岡市	3	406	9	16	23	10	7	14	12	2	7	5	5	8	524													524
城陽市	9	123													123													123
京丹後市	元	1,714	10	9	13	5	9	13	7	7	10	10	3	11	1,821	566	68	71	75	59	64	62	68	65	48	70	1,216	3,037
南丹市	元	1,057	11	3	5	1	4	2	1	7	6	7	3	8	1,115													1,115
木津川市	11	406	16	29	19	18	12	21	13	17	18	10	7	20	606													606
井手町	21	2	1												3													3
宇治田原町	6	242	1	4	1	1			3	3	1	1		3	260	52											52	312
笠置町	7	150	2	3	3	2	2	2	3	3	1	4	2	3	180													180
和束町	8	217	5	5	4	6	4	3	2	2	2	3	4	6	263													263
南山城村	9	258	11	9	6	10	11	8	5	4	5	4	3	11	345													345
京丹波町	元	1,157	21	20	15	15	15	13	9	11	11	12	10	15	1,324	238	1										239	1,563
伊根町	3	73	5	4	2	3	1	2	4	1	1	1	2	2	101													101
与謝野町	3	90	1	5	2	3	5	6	3	2	4	2	3	5	131													131
合計		11,742	176	192	162	145	154	143	114	104	99	100	73	182	13,386	2,530	133	121	124	111	109	109	109	120	84	100	3,650	17,036

※市町村が行う整備事業には、個人が設置する浄化槽の設置工事費に市町村が補助金を交付し、設置後は個人が管理する「個人設置事業」、市町村が設置・管理を行い、個人から分担金と使用料を徴収する「公共浄化槽事業」がある

### (4) 浄化槽事業費の推移



※平成21年度以前の事業費は設置基数から補助率で換算した額

※平成22年度の事業費は補助基本額（決算額）から換算した額

※個人設置事業は平成元年度から実施、市町村設置事業は平成15年度から実施

※京都市除く

## (5) 浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するため、適正な維持管理を怠ると処理機能が低下し、汚水の流出や悪臭の発生等の原因となることから、平成12年には「単独浄化槽の新設禁止」、平成17年には「放流水の水質基準の創設」等、公共用水域の水質保全に向けた浄化槽法改正がなされている。

これにより、浄化槽管理者には、清掃（浄化槽法第10条）および保守点検（同条）の実施ならびに法定検査（同法第7条、11条）の受検の3つの義務が課されるとともに、生活環境の保全および公衆衛生上必要があると認めるとき等、市町村や都道府県は助言・指導・勧告等を行うことが定められている。

さらに、令和元年には「単独浄化槽の転換」および「浄化槽の管理の向上」に向けた浄化槽法改正がなされ、法定検査において不適正と判定された単独浄化槽の撤去を命じることや浄化槽台帳の整備義務が定められた。

なお、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町の6市町は、維持管理費に対する補助制度を有しており、適正な維持管理を推進している。

区分	浄化槽法	内容	時期	実施業者	指導権限
清掃	第10条	バキューム車による汚泥 抜き取り等	1回/年 以上	清掃業者（市町村が許可）	市町村※1
保守点検	第10条	本体や付属部品の点検と 調整、消毒剤の補充等	1回/4カ月 (一般家庭用浄化槽)	保守点検業者（府が登録）	市町村※1
法定検査	第7条	設置後の浄化槽が正しく 機能しているか確認する ための水質検査	設置時（使用開始 後4～8カ月内）	指定検査機関（府が指定） 一般社団法人京都微生物研究所 公益社団法人京都保健衛生協会	※2都道府県 ※3 福知山市 舞鶴市 久御山町 伊根町 与謝野町 ※4 精華町
	第11条	清掃および保守点検が適 正に行われていることを 確認するための水質検査	1回/年		

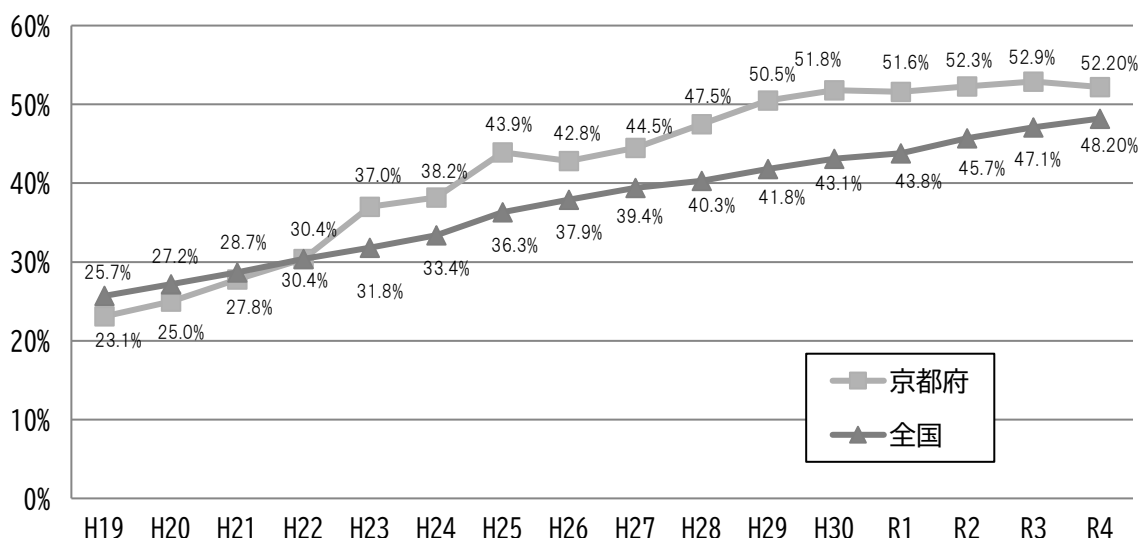
※1 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年4月施行）により、府から市町村へ権限移譲

※2 浄化槽法改正（平成18年2月施行）により追加

※3 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成27年4月施行）により、府から一部の市町村へ権限移譲

※4 京都府の事務処理の特例に関する条例（令和3年4月施行）により、府から一部の市町村へ権限移譲

## (6) 浄化槽法定検査受検率の推移



## (7) 市町村設置事業における分担金・使用料

(令和6年4月1日現在)

市町名	分担金		使用料				
	金額	施行年月日	金額	施行年月日			
舞鶴市	5～10人槽：400,000円/戸 11人槽以上:換算戸数を乗ずる	H17.3.30	下水道使用料に準ずる	基本料金 5 m <sup>3</sup> まで	796 円/月	R2.4.1	
				超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)			
				5 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	66 円/月		
				10 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	166 円/月		
				50 m <sup>3</sup> ～5,000 m <sup>3</sup>	177 円/月		
				5,000 m <sup>3</sup> ～	188 円/月		
綾部市	5～10人槽：400,000円/戸 11人槽以上:事業費の40%	H15.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金	1,200 円/月	R5.4.1	
				1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	48 円/月		
				11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	132 円/月		
				21 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	240 円/月		
				101 m <sup>3</sup> ～250 m <sup>3</sup>	312 円/月		
				251 m <sup>3</sup> 以上	336 円/月		
京丹後市	270,000 円/基	H16.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金 5 m <sup>3</sup> まで	710 円/月	R5.10.1	
				超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)			
				6 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	146 円/月		
				51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	151 円/月		
				100 m <sup>3</sup> を超える分	162 円/月		
宇治田原町	5人槽:160,000円/戸 7人槽:180,000円/戸 10人槽:200,000円/戸	H16.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金 10 m <sup>3</sup> まで	1,143 円/月	H27.4.1	
				超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)			
				11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	119 円/月		
				21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	123 円/月		
				31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	128 円/月		
				51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	138 円/月		
				100 m <sup>3</sup> ～	142 円/月		
京丹波町	平成 27 年度から市町村設置事業を廃止		1 m <sup>3</sup> 当たりの超過料金	排水量	使用料	R1.10.1	
				基本料金	～10 m <sup>3</sup> まで		2,800 円/月
				11～20 m <sup>3</sup>	100 円/月		
				21～30 m <sup>3</sup>	120 円/月		
				31～40 m <sup>3</sup>	140 円/月		
				41～60 m <sup>3</sup>	160 円/月		
	61 m <sup>3</sup> ～	180 円/月					

※使用料は、消費税抜き価格である  
 ※受益者負担金は、課税対象外である

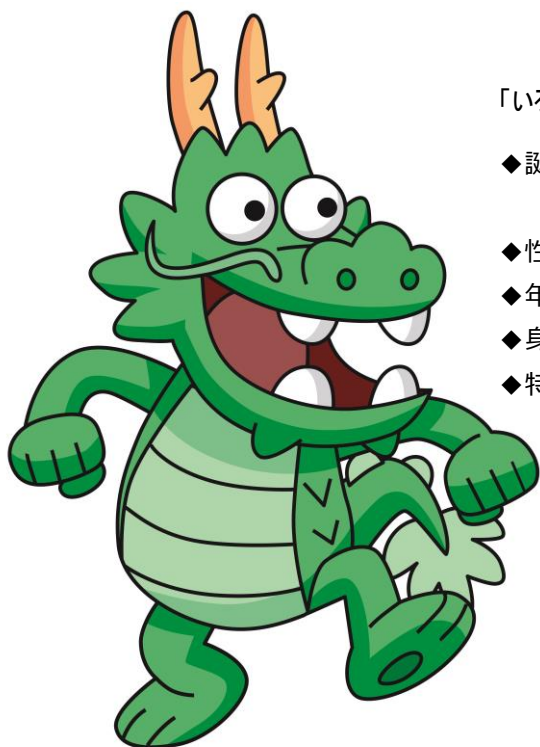
## 4-2 コミュニティ・プラント事業

当該事業は開発団地や既存集落等における地域の汚水処理施設により、し尿の衛生的処理および公共用水域の水質保全を目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき整備を行うものである。令和6年3月末時点の府内のコミュニティ・プラント施設は下表のとおりとなっている。

市名	施設名	処理方法	放流先	運転開始	処理能力 (m <sup>3</sup> /日) (日最大)	処理人口 (人)
綾部市	くりはし 栗橋地域 し尿処理施設	ちょうじかんばつき 長時間曝気	由良川	S61.4	43	87

・トピック・

### 府の下水道マスコットキャラクター



「いろは呑龍トンネル」キャラクター どんりゅう たろう  
**呑龍太郎**

- ◆誕生：長岡京の洪水等により平安京に都が移された794年に、水害からみんなを守るために誕生。
- ◆性格：小さいころからガンバリ屋さん。京都を心から愛している。
- ◆年齢：人間で言えば20才くらい
- ◆身長・体重：最大 9km 24万トン
- ◆特技：水泳 ◆趣味：魚釣り・ジョギング



リサちゃん

洛南浄化センター汚泥乾燥施設



ショウちゃん

洛南浄化センター消化ガス発電施設

なか  
またち